

みよし市特産品シール 使用にあたってのお願い

■ 目的

生産農家の皆様が、生産された該当品種の『柿・梨・ブドウ』にこのシールを貼付することで、『みよし市の特産品』であることが一目でわかるようになります。みよし産の農産物のブランド化による消費の拡大、それに伴う生産者の意欲向上を目指します

■ 使用について

○みよし市特産品シールはみよし市内で生産された該当する品種の農産物にだけ貼付してください（他産地の農産物に貼付すると産地偽装となる可能性があります）。

○みよし市内で該当する品種の農産物を生産している生産農家さんであれば、どなたでも使用できます。

○このシールは、みよし市の特産品の消費拡大を目的として、みよし産の『柿・梨・ブドウ』に貼付するために作製したものです。他の目的に使用しないでください。

問い合わせ先

みよし市役所 環境経済部 産業課

電話：0561-32-8015

FAX：0561-34-4189

電子メール：sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp